

26 桂企都第 125 号
平成 26 年 6 月 12 日

桂川町監査委員 武 井 秀 樹 様
桂川町監査委員 神 崎 はな子 様

桂川町長 井 上 利 一
(企画財政課)

定期監査の結果について (回答)

このことについて、平成 26 年 5 月 30 日付け 26 桂監第 17 号のご指摘のことについては、下記のとおり回答します。

記

1 自動販売機設置にかかる行政財産使用料について

行政財産の管理については、本町条例（桂川町行政組織規則）において各所管課となっています。しかしながら、詳細な管理規則が不備な点もあり、今後、関係各課と協議を行いながら、条例等を整備する必要があると認識をしております。

ご指摘のとおり、関係各課と検討を行い適正な事務処理及び管理を実施いたします。